

岩手県告示第633号

農地法（昭和27年法律第229号）第82条第1項の規定に基づき、次のとおり測量を実施する。

平成21年7月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 土地の所在 岩手郡葛巻町葛巻第40地割字戸草沢57番191
- 2 土地の占有者の住所及び氏名
 - (1) 住所 岩手郡葛巻町葛巻第40地割9番地
 - (2) 氏名 瀧 澤 安 藏
- 3 目的 昭和37年7月1日付けで農地法第9条第1項の規定により国が買収した土地について、その範囲を明らかにするため
- 4 測量の期間及び時間
 - (1) 期間 平成21年8月1日から同年11月30日まで
 - (2) 時間 午前8時30分から午後5時30分まで